

コロナ禍による米価下落対策に関する意見書

新型コロナウイルスの感染拡大による外食需要などの消失から、2019年産米の過大な流通在庫が生まれ、2020年産米の価格下落が発生した。

2020年産米における米穀を出荷する農家に対する農協の仮渡金は、供給過剰の見通しから、佐渡産コシヒカリでは前年比900円の下落、本県のブランド品種である「新之助」では前年比1,800円の下落と、2019年産米の金額を大きく下回る水準となっている。農業者からは「今年の仮渡金では経営的に非常に苦しい。トラクターなどの農機具の更新が来たら、農業を続けるかどうかを考えなければならない水準になっている」との声があがっている。

農協系列では、農林水産省の事業である周年供給・需要拡大対策を活用して、2020年産米のうち、20万トン分を翌年秋に販売するために隔離するなど、生産側による対策が講じられるが、隔離効果による市場評価は極めて冷淡であるものとする。

さらに、農林水産省は本年10月16日、2021年産の主食用米の需要に見合った適正生産量を679万トンと設定した。これは2020年産米の生産量と比較すると50万トンの減産にあたり、作付け面積に換算すると10万ヘクタールの削減になることから、水田農業が脅かされかねない事態となるものである。

このような状況を回避するためには、新型コロナウイルスの感染拡大により発生した過剰在庫分を市場から隔離することや備蓄米を追加で購入することなど、国が責任をもって特別な隔離対策を行うことが必要であるとする。

よって、国においては、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 新型コロナウイルスの感染拡大の影響に伴い需要の消失により生まれた2019年産米の過剰在庫分及び2020年産米の供給過剰分を備蓄米として追加購入を行い、2020年及び2021年の主食用米の需給環境を改善し、2020年産米の価格下落を阻止するとともに、2021年産米の過大な生産調整の危機を回避すること。
- 2 2019年産米の過剰な在庫による保管経費等に対し、補助の拡充を行うこと。
- 3 主食用米から飼料用米への転換にあたっては、産地交付金などの加算をはかり、主食用米並みの所得を生産者に補償すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月22日

新潟県佐渡市議会議員 佐藤 孝